

## 山梨県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定

山梨県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、山梨県内の一層の活性化と県民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、地域の活性化や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）山梨県の地産地消、オリジナル商品の販売・キャンペーンの実施に関するこ  
と。
- （2）山梨県産の農林産物、加工品、工芸品の販売・活用に関すること。
- （3）山梨県の県政情報・観光情報発信に関すること。
- （4）健康増進・食育に関するこ  
と。
- （5）環境問題対策に関するこ  
と。
- （6）高齢者・障害者支援に関するこ  
と。
- （7）子ども・青少年の健全育成に関するこ  
と。
- （8）地域・暮らしの安全・安心に関するこ  
と。
- （9）災害対策に関するこ  
と。
- （10）その他、地域社会の活性化・住民サービスの向上に関するこ  
と。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行  
うものとする。また、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店  
の協力のもと、甲乙合意の上決定する。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協  
議の上、その変更を行うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月5日

甲 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号  
山梨県知事

横内正明

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役社長COO

山口俊郎